

職員の高齢者部分休業等に関する条例案

(目的)

第1条 この条例は、別に条例で定めるもののほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3第1項並びに同条第2項において準用する法第26条の2第3項及び第4項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業（法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるとともに、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）の適用を受ける職員（以下「単労職員」という。）が高齢者部分休業に相当する部分休業（以下「単労高齢者部分休業」という。）の承認を受けた場合の給与の取扱いについて定めることを目的とする。

(高齢者部分休業)

第2条 法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの所定の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、任命権者が定める時間を単位として行うものとする。

- 2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、55歳とする。
- 3 法第26条の3第1項の規定により承認する高齢者部分休業の期間の始期は、前項に定める年齢に達する日後の最初の4月1日以後であって任命権者が定める日とする。

(承認の取消し等)

第3条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合において、当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間を短縮することができる。

(高齢者部分休業中の給料の取扱い)

第4条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）第8条の規定にかかわらず、その勤務しない1日又は1時間につき、給与条例第9条に規定する勤務1日又は1時間当たりの給料額を減額する。

(退職手当の取扱い)

第5条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号）第7条第1項から第6項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第7項中「前各項」とあるのは「前各項及び職員の高齢者部分休業等に関する条例（令和4年大阪市条例第 号）第5条」とする。

(単労職員の給与の取扱い)

第6条 単労職員が単労高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第4条の規定の例により、給料を減額する。

2 前条の規定は、単労職員が単労高齢者部分休業の承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合について準用する。この場合において、同条中「第5条」とあるのは「第6条第2項において準用する同条例第5条」とする。

(施行の細目)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年9月13日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるとともに、単純な労務に雇用される職員が高齢者部分休業に相当する部分休業の承認を受けた場合の給与の取扱いについて定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。